

平成30年度知的財産マネジメント及びその活用促進業務委託に関する質疑に対する回答

連番	質問内容	回答内容
1	<p>応募書類の「府税納税証明」については、弊社は大阪・東京を拠点としておりますので、京都府への納税実績がございません。この場合、「京都府税の納税証明」は提出不要と解釈して宜しいでしょうか。</p>	<p>京都府への納税がない場合であっても、府税(個人府民税除く。)の滞納がないことを証するために府税納税証明を提出いただく必要があります。発行の手続きにつきましては京都府税務課にお問い合わせ下さい。</p>